

令和4年第13回

羅臼町教育委員会議事録

令和4年第13回羅臼町教育委員会

1 日 時 令和4年12月21日(水) 13時30分～14時50分

2 場 所 羅臼町役場3階第5・6会議室

3 出席者

教育長	石 崎 佳 典
委 員	萬 屋 志都子
委 員	葛 西 良 浩
委 員	芦 崎 拓 也
委 員	佐々木 美 穂
教育指導主幹	横 澤 英 三
学務課長	平 田 充
学校教育係長	城 戸 千 尋
社会教育係長	吉 田 盛 一
総務管理係	黒 田 一 気

4 欠席者 なし

5 傍聴者 なし

6 議 題

議案 第20号 羅臼町立学校就学指定の変更に関する取扱要綱の一部改正について

報告 第14号 諸会議・諸行事について

7 その他

(1) 教育指導主幹通信について

## 【開 会】

### ○石崎教育長

それでは、これより令和4年第13回教育委員会を開催いたします。

開催に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。

今年も残すところわずかとなりました。

コロナ禍は続いておりますが、町内の幼稚園、小学校、中学校では現時点で陽性者の報告はございませんが、羅臼高校では1年生と3年生で先週途中から学級閉鎖となっており、3年生は7名の陽性者が確認されているとのことで、学級閉鎖を延長したとの報告を受けております。

また、季節性インフルエンザにも気を付けなければならない時期となりました。

小学校で1名、中学校で1名がインフルエンザにより欠席している状況となっており、札幌市の市立学校では今シーズン初のインフルエンザによる学級閉鎖があったとのことです。

委員の皆さまにおかれましても体調管理には十分注意頂ければと思います。

それでは会議に入らせて頂きます。

本日、全委員が出席されておりますので会議は成立といたします。

本日の議事録署名委員につきましては、萬屋委員と葛西委員をお願いいたします。

本日の議題は、協議事項として、議案第20号「羅臼町立学校就学指定の変更に関する取扱要綱の一部改正について」の1件となっております。

また、報告事項として、報告第14号「諸会議・諸行事について」となっております。

議事に入る前に、私より行政報告をさせていただきます。

12月9日から開催された第4回羅臼町議会定例会において、第12回教育委員会で審議頂いた、一般会計予算補正についてすべて可決されました。

また、一般質問では加藤議員より公民館の整備時期について質問があり、町長より、公民館は社会教育の実践の場であり必要な施設であるとの見解を述べた上で、以前の議会答弁で説明しているとおおり、「様々な観点から相対的に判断し、空き施設の活用が町民にとって有効と考え、検討していく。」との考えに変わりがないと改めて答弁しております。

具体的には、令和6年度までの学校適正配置計画で示している令和7年度以降の新たな計画策定期間に併せて、公民館整備についての計画を策定できるよう教育委員会で検討していくとの説明がされております。

つまり、公民館整備は令和7年度以降で、一校一園化により空き施設となった学校を活用する考えであり、教育委員会がその計画を検討することとなります。

次に、中学校部活動の地域移行についてです。

これまで説明させて頂いた内容としましては、政府の方針を踏まえ、令和5年度から3年間を取組みの強化期間とし、来年度から中学校の休日の部活動を地域のスポーツクラブなどに移行する取組みを始めるという説明をしておりました。

しかし、全国の自治体や学校関係者から、地域によっては指導者や施設の確保が難しいという指摘のほか、新たに発生する費用など、保護者の経済的負担が重くなるのではないかという懸念が相次いでいる状況となっております。

このため政府は対応を大きく見直し、来年度は地域の実情を詳しく把握するための調査や研究を行うこととしております。

全国でモデル校を選定して試験的に実施し、課題などを整理した上で改めて本格的な実施の時期や方法を検討する方向性となっておりますので、今後、新たな情報などが出た場合には情報提供させていただきます。

次に、ALTについてです。

昨年度に引続き、ALT2名体制で英語教育の充実に努めていく計画でありましたが、今年度新たに任用したALT1名が10月末をもって退職しております。

現在、ALTの任用に伴い活用している派遣制度では、再度、ALTを任用するタイミングが来年8月となってしまうため、派遣制度以外で後任を探しておりました。

そのような中、平成26年度から5年間、当町でALTを務めたフィッシャー・ブライアン・ダビデ氏を12月22日より採用することが決定し、来年から学校現場で指導にあたることとなっております。

以上、行政報告といたします。

それでは、議事に入ります。

## 【議 事】

### ●議案 第20号 羅臼町立学校就学指定の変更に関する取扱要綱の一部改正について

#### ○石崎教育長

それでは、議案第20号「羅臼町立学校就学指定の変更に関する取扱要綱の一部改正について」、担当より説明をお願いします。

#### ○学校教育係長

議案第20号「羅臼町立学校就学指定の変更に関する取扱要綱の一部改正について」、ご説明いたしますので、議案をご確認ください。

本議案の内容につきましては羅臼町立学校就学指定の変更に関する取扱要綱の一部を改正したいことからご意見を求めるものでございます。

次のページをご確認ください。

羅臼町立学校就学指定の変更に関する取扱要綱の一部を改正する要綱でございます。改正理由につきましては、個々の児童、生徒により良い教育の場を提供するという観点から、人口減少に伴う学級編成や学級規模の変更による不安感などを配慮し、現行の通学区域制度を維持しつつ、個々の児童、生徒の具体的な事情に即した教育機会の平等性を図るため、それまでの11項目を12項目へ拡充するための改正となっております。

次に、具体的な改正箇所についてですが、要綱の別表第3条関係の表中に1項目を追加する内容となっております、資料の下段の表をご確認ください。

表中の許可条件に「学校規模」を追加し、その事由として「町内の学校で異なる学級編成及び学校規模となった場合において、校区外通学を希望した場合」と定めており、条件を満たしたケースには校区外通学を認める内容となっております。

私からは以上です。

#### ○石崎教育長

改正された要綱が適用される具体的なケースについてもご説明願います。

#### ○学校教育係長

今後想定される事案についてですが、例えば、現在の児童数を前提とした場合、春松小学校の1年生と2年生が1名でも減った際には進級時に複式学級となり、学級編成に変更が生じることから、複式学級となった学級の保護者が単式学級への通学を希望し、羅臼小学校への校区外通学を申請するという様なケースが想定され、単式学級から複式学級への希望があった場合にも本改正による要綱の適用となります。

また、学校規模の変更の具体的なケースであります、関係法令の定めによる「大規

模校」「中規模校」「小規模校」などの区分に変更が生じるケースとなりますが、現在の児童生徒数や学級数に大きな変更が生じることは考えづらいことから、学校規模の変更による申請はまずないと考えております。

以上です。

○石崎教育長

議案第20号「羅臼町立学校就学指定の変更に関する取扱要綱の一部改正について」、ご意見、ご質問はございますか。

○佐々木委員

申請の期限などは定められていますか。

○学校教育係長

申請の締め切りについては取扱要綱で定めており、「次年度入学者については2月15日までに、在校児童生徒については1月15日までに、届け出なければならない。」とされております。

以上です。

○萬屋委員

児童生徒数が減少傾向にある現状で、各地区から校区外通学の希望する声はありますか。

○学務課長

今のところ特にございませませんが、現在の児童生徒数が維持されれば学級編成も学校規模も変更が生じることがないため、改正後の取扱要綱においても校区外通学の申請を承認することは出来ないこととなります。

○葛西委員

複式学級を希望して単式学級から校区外通学を申請しても、複数人が同様の希望をした場合、結果として次年度以降、複式学級が単式学級になるケースも考えられますか。

○石崎教育長

そういったケースも想定されます。

住んでいる地区によって不公平感をなくすことを目的とした改正となっており、住んでいる地区で単式学級や複式学級が決まるのではなく、どこに住んでいても単式、複式を選択することができるようにするための改正となります。

○佐々木委員

今回の要綱改正の情報提供について確認です。

例えば、次年度から複式学級になることが予定されている学年の保護者に対しては、複式学級になる予定であるという知らせとともに、今回の制度改正について説明がされ、校区外申請が可能であることを知ることになりますか。

○石崎教育長

そのような流れになるかと思います。

このままの児童生徒数が維持された場合には、単式学級が続く見込みですので、学級編成が変更となった際に改正後の要綱が適用されることとなります。

直近の可能性で申し上げますと、令和8年度に春松小学校に入学する学年から複式学級になる見込みですので、その際には改正後の要綱により校区外申請により複式学級と単式学級の選択が可能となります。

他に議案第20号について、ご意見、ご質問はございますか。

○芦崎委員

令和8年度の春松小学校の複式学級を待たずに学校の統廃合が進められるということはありませんか。

○石崎教育長

統廃合については令和7年度以降の新たな適正配置計画の中で方向性を付けることとなります。

手続き的には最短で令和7年度の統廃合の可能性は残されており、現時点の児童生徒数が維持されることを前提とし、令和8年度に統廃合が実現した場合、改正後の要綱が適用されることなく統廃合されるケースも考えられる状況となっております。

○芦崎委員

今回の要綱改正の内容の周知はあくまでも学級編成が変わる時点ということでしたが、その前に統廃合をせざるを得ない状況となった場合、要綱改正と統廃合の順番やタイミングについて地域から反発が出る可能性があると感じています。

事前に統廃合の計画と要綱改正について周知や説明があれば、保護者にとっても考える時間ができると思います。

○佐々木委員

今回の要綱改正により、2校2園が維持されている状況で校区外通学を可能とする仕組みが整うにも関わらず、その情報が伏せられたまま1校1園化の議論が進むこと

は如何なものかという意見が出る可能性はあるのではないのでしょうか。

令和7年に新たな適正配置計画が策定され、令和8年度に1校1園化とする計画が確定したと仮定した場合、今回の要綱改正による制度を後から知った保護者から、「そのような制度があるなら1校1園化に対する考え方は他にもあった。」という意見も考えられると思います。

#### ○芦崎委員

直近で複式学級となる可能性が高い学年の保護者への周知は、改正後すぐに行うのか、学級編成の変更が確定した場合に周知するのか、どのように考えていますか。

複式学級となる可能性がある学年の保護者にとっては重要な情報になると思うのであらかじめ周知するべきだと思います。

#### ○石崎教育長

教育委員会の1校1園化に対する考え方は「複式学級となる学年があり、地域から統廃合を望む声があれば検討する。」ということであり、この考え方については地域のご理解を頂いていると認識しています。

保護者が単式学級と複式学級のどちらを選択するにしても、町内の児童生徒数が減少している状況となっておりますので、一クラスの人数を確保するという考え方が基本になると考えております。

1校1園化を実現するためには数年の時間が必要になることから、今回の要綱改正により2校2園が維持されているうちは選択肢として校区外通学の申請をすることができるという状況になりますが、1校1園化の議論を進める上では大きな変更はないと認識しています。

要綱や規則の改正についてのタイミングや方法についてですが、事務局より過去の例などの説明は可能ですか。

#### ○学務課長

校区外通学の申請は既存の要綱でも条件によっては認めており、例えば、「引っ越しを予定しているが、春松小学校に通学し続けたい。」というような相談があった時など、随時申請を受け付けている状況となっております。

今回の要綱改正により校区外通学の条件を1項目追加したという内容の情報を改めて周知するという事は考えておりませんでした。

また、要綱改正を周知し、保護者から、「地域の児童生徒数が少なく、将来的に複式学級となる可能性があるのであれば今の内に単式学級の学校へ校区外通学させたい。」という申請があったとしても、その時点で学級編成に変更がないのであれば許可の事由を満たしていないため申請は認められないということになります。



直近でこの要綱改正により校区外通学の申請がされる可能性があるケースとしては、現在の春松小学校の1年生と2年生は年度内に1名でも少なくなった場合、次年度からは複式学級となりますが、令和5年度からの統廃合は不可能ですので校区外通学の申請があった際には羅臼小学校へ通学することが可能となるというケースが想定されます。

#### ○佐々木委員

広く周知を行わないとすれば教育委員会へ相談した保護者だけがこの要綱改正について知ることができるという状況になり、事前に周知しておく方が不要なトラブルを避けられるという考え方もあるかと思えます。

#### ○石崎教育長

要綱改正について広く周知するというよりは、学級編成に変更が伴う学年の保護者に対してその都度、丁寧に説明を行っていく必要があると考えております。

#### ○葛西委員

取扱要綱で、「次年度入学者については2月15日までに、在校児童生徒については1月15日までに、届け出なければならない。」とされているとのことなので、それ以降に要綱改正の説明を受けても校区外通学の申請をすることはできないという認識で間違いありませんか。

例えば、3月になってから転出などにより新年度になる直前に複式学級となるケースはありませんか。

#### ○学務課長

在校児童生徒の届け出の期限が「1月15日」となっているため、それまでには次年度の学級編成の方向性を周知する必要があると思えます。

要綱による期限の解釈を入学や進級の前年度とすれば、それ以降の申請による校区外通学は認められないこととなります。

しかし、現状として「今、春松小学校に通学しているが、羅臼小学校の校区に引っ越す予定なので羅臼小学校へ通学したい。」という相談を受けた場合には年度内であっても認めています。

#### ○佐々木委員

3月から4月にかけては転出が多くなる時期だと思いますが、複式学級となるかどうかの判断はもっと前に行われているということで間違いありませんか。

○横澤主幹

学級編成を確定するための基準となる人数は、その年度の4月1日時点の児童生徒数となります。

○佐々木委員

校区外通学の取扱要綱で定める期限を新入学や進級の前年度の1月15日や2月15日とした場合、複式学級になるのか単式学級が維持されるのか決定されていないため、学級編成の確定を待っているのは校区外通学の申請が間に合わないのでは。

○横澤主幹

制度上、4月10日まで3名程度の児童生徒の増減があった場合には、学級編成の変更が認められるはずと記憶しておりますが、いずれにしても4月1日時点の人数を把握してから学級編成が確定するのがルールとなっています。

学級編成を制度で認められている期限まで引き延ばした場合、教職員の配置が間に合わないという問題も出てくるため、万が一学級数が増えてしまった場合、正規の教職員の採用が間に合わず、期限付きの教職員を採用する必要があることも考えられます。

今回の要綱改正で追加した校区外通学の申請条件の適用は、4月1日の学級編成確定後でも申請を認めることが必要になるかもしれません。

○石崎教育長

今回の要綱改正と1校1園化の議論は少し切り離して考えており、令和8年度に春松小学校で複式学級になる学年ができる可能性がとても高い状況で、令和5年から令和7年の間においても児童生徒の人数が減った場合には複式学級になる可能性があり、統廃合が間に合わないことにより複式学級となる対象学年の児童生徒の通学先を限定するのではなく、公平性を保った上で選択肢を増やすための要綱改正としております。

○葛西委員

仮に新たな適正配置計画の中で「1校1園化を令和8年度に実施する。」とした場合でも、今回の要綱改正は統廃合の有無やタイミングとは関係なく、複式学級となる可能性がある学年の教育環境の選択肢を増やすための改正であることを周知すべきではないでしょうか。

今までは制度改正について周知はなかったのかもしれませんが、今回の要綱改正については周知することによって地域や保護者に1校1園化について考えてもらうきっかけにもなるのではないのでしょうか。

○石崎教育長

現時点では要綱改正による校区外通学の申請が可能となる対象が非常に限定的でありますので、学級編成が変更となる状況となった場合には対象学年の保護者に対しての丁寧な説明をしていくということで考えております。

○葛西委員

要綱改正の周知については複式学級となる「可能性がある時」に要綱の説明を行うということであれば問題ないと思いますが、複式学級になることが決定する直前での説明というでは遅いと感じていました。

児童生徒数の推計を見ればどの学年がどのタイミングで複式学級となる「可能性がある時」について既に把握できているので極端ではありますが、直ちに周知することも特に問題ないように思います。

頑なに学級編成が変わることが決定した時点にこだわる必要はないと思います。

○芦崎委員

要綱改正により校区外通学の申請の対象となる児童生徒の兄弟についてはどのような取扱いになるでしょうか。

例えば、弟が複式学級となる春松小学校から単式学級の羅臼小学校に校区外通学の申請をした場合、兄は学級編成に変更がないため羅臼小学校への校区外通学の申請が認められず、兄弟で別々の学校に通学せざるを得ないであるとか、春松幼稚園に通園している妹の姉が校区外通学で羅臼小学校へ通学しており、妹が小学校へ入学する際に、校区外通学が認められず、姉妹で別々の学校になるといった状況は考えられますか。

○学務課長

これまでも引っ越しなどの理由により兄や姉が校区外通学しており、新入学時に兄弟がいる学校へ通学したいという希望があった場合には許可していますので、同様の考え方で兄弟や姉妹が一緒に学校に通学することができるよう運用する予定です。

一方で弟や妹が複式学級になり校区外通学の申請をしたが、兄や姉がその時点で通学している学校を希望するというケースも想定されますので、要綱の運用にあたってはしっかりと協議していく必要があると考えております。

○石崎教育長

今後、令和7年度からの新たな適正配置計画の策定を早期に進めていかなければならない状況の中、少なくとも令和5年から令和7年度までの間で学級編成に変更に変更が生じるケース、つまり複式学級となる可能性が想定されていますので、その間の学びの場の選択肢を増やすという制度を設けておくことが、教育委員会として重要であ

るだろうという考え方の下、要綱改正を行いたいと考えております。

今回の要綱改正の趣旨についてはご理解頂けますでしょうか。

○葛西委員

趣旨については問題ないが、詳細は事務局へ問い合わせさせて頂くこととして、概要の周知は何らかの方法で必要だと感じます。

○芦崎委員

前回までの教育委員会で議論されていましたが、新たな適正配置計画の策定に向けた保護者向けのヒアリングや報告会を各幼稚園、小学校単位で計画しているということでしたので、その中で説明するということも可能ではないでしょうか。

○学務課長

今回の要綱改正だけではございませんが、原則、教育委員会での議論の内容については羅臼町ホームページにて公表しておりますので、趣旨につきましてはそちらから確認することも可能となっています。

○石崎教育長

議案第20号について、ご意見、ご質問はありませんか。

(意見・質問等は特になし)

○石崎教育長

それでは、議案第20号「羅臼町立学校就学指定の変更に関する取扱要綱の一部改正について」、は承認されました。

●報告 第14号 諸会議・諸行事について

○石崎教育長

それでは、報告第14号「諸会議・諸行事について」担当課長から説明をお願いいたします。

○学務課長

報告第14号「諸会議・諸行事について」ご説明いたします。

諸会議・諸行事につきまして、12月から1月の主な予定を掲載しております。

学務課の所管行事の今後の予定としまして、12月24日から幼稚園、小学校、中学校、高校の冬季休業開始となっております。

12月26日には羅臼町初任段階教員研修が予定されております。

12月29日から翌年1月5日まで学校閉庁日となっており、基本的に小中学校に教職員はおりません。

役場の仕事納めは12月30日となっており、仕事始めは翌年1月6日からとなっております。

1月12日から1月15日まで「パイオニアスクールプログラム沖縄交流会事業」が予定されており、内容については後ほどご説明させていただきます。

1月15日に幼稚園、小学校、中学校、16日に高校の冬季休業がそれぞれ終了いたします。

続きまして、社会教育の所管事業でございます。

来年1月7日に「20歳のつどい」が予定されております。

次に、図書館と郷土資料館の所管事業でございます。

両施設、12月29日から翌年1月5日まで年末年始休館となっております。

その他は議案のとおりとなっておりますので、後ほどお目通し願います。

以上です。

○石崎教育長

報告第14号について、ご意見、ご質問はございますか。

○萬屋委員

学務課所管事業の中で、1月15日から19日かけて高知県、長野県方面への「高校視察」が予定されておりますが、訪問先を選択した理由として何か特筆すべき事項があれば教えていただけますでしょうか。

#### ○学務課長

羅臼高校の全国公募を検討するにあたり、今年度、既に道内において全国公募をしている礼文高校、幌加内高校、音威子府高校を視察し、「全国公募を検討しており、寮を整備する可能性があるのであれば、全国的にも有名である高知県の四万十高校と長野県の白馬高校は視察しておくべき。」というアドバイスを頂いたことから視察先として選択しております。

#### ○佐々木委員

先日、高校存続について中学3年生の保護者の方とお話する機会があり、「本人としては羅臼高校への進学も考えていたが、学校の進路相談で先生方から羅臼高校への進学を勧められず、町外の高校を紹介された。」というお話を聞きました。

私としてはその話を聞いて、羅臼高校の魅力を生徒や保護者に知ってもらうのは当然大事なことですが、進路指導をする中学校の先生方にも理解していただく必要があり、その方策を考える必要もあるのではないかと感じています。

もう一点、これまでの教育委員会の中で全国公募により羅臼高校に進学してくる生徒の寮の整備には費用面や管理面で解決しなければならない課題が多いということを知り、私なりに調べてみると「親子移住」という方法で高校生を受け入れている地域も多くある様です。

羅臼町は空き家バンクをはじめとして移住促進の取り組みを行っているため、高校存続とリンクして進める方法や、寮を新たに整備せずに生徒を受け入れる方法などについてもぜひ今回の視察の中で意見交換して頂ければ幸いです。

#### ○石崎教育長

貴重な情報を頂きありがとうございます。

これまで道内の高校視察をした中で、現時点では多くの課題はありますが寮を整備せずに全国公募による生徒の受け入れをすることは困難であると考えており、地域住民の協力を得ながら下宿による受け入れも案としてはありますが、こちらについても継続的な運営などに課題がございます。

佐々木委員から情報提供頂いた「親子移住」のようなアイデアがございましたら共有して頂ければ幸いです。

また、中学校での進路相談の件ですが、中学校の教職員が羅臼高校の魅力を生徒へ伝え切れていないという点は昨年度以前からの課題であったと伺っており、昨年度から教育委員会と中学校の間で羅臼高校の魅力について意見交換、情報共有を始めたところであったと認識しておりましたので、佐々木委員のお話を聞いて残念ではありますが、改めて羅臼高校の魅力を伝えてもらえるようなアプローチする必要があると感じております。

事務局より補足などはありますか。

○学務課長

「親子移住」というご提案がありましたが、近年では羅臼高校と知床未来中学校の生徒で、保護者が町内に就職ということで町外から羅臼町内の学校へ通学するというケースがありました。

いずれにしても、移住と仕事は切り離せない関係にありますので、魅力ある職場が町内に多くあることが「親子移住」に求められる環境であるとの印象を受けております。

中学校の進路指導のお話については学校間の連携が薄いという課題を解決するために情報交換を行ってきたところですが、改めて取り組みを進めていかなければならないと感じております。

○横澤主幹

羅臼高校の魅力を伝えるための方法として、今年度はこれまでに2回と記憶しておりますが、中学校3年生の保護者を中心に羅臼高校の様々な話しを羅臼高校の校長よりして頂いております。

教育長からもありましたが、佐々木委員のお話を伺い残念な気持ちですが、今後のためにも中学校と情報共有したいと思っております。

○萬屋委員

過去には羅臼高校の教職員が町内の中学校で授業をするといった取り組みで交流を図っていたと思っておりますが今は実施していないのでしょうか。

○横澤主幹

それぞれの学校の新型コロナウイルスの感染状況などの影響により取り組みが行えていない状況となっております。

○石崎教育長

羅臼高校の魅力の発信については中学校の教職員にもご協力を頂いているという認識でありましたので、今回頂いた保護者からのお話を中学校と共有しながら、今後についても意見交換を進めて参ります。

他に報告第14号についてご意見、ご質問はありませんか。

(意見・質問等は特になし)

○石崎教育長

それでは、報告第14号「諸会議・諸行事について」は承認されました。

以上で議事を終了いたします。



## 【その他】

### ●指導主幹通信について

#### ○石崎教育長

その他として、「教育指導主幹通信について」報告をお願いいたします。

#### ○横澤主幹

(主幹通信について説明)

前回から引き続き、「パワハラ」についての特集記事を紹介させて頂いておりますのでお目通し願います。

次に、来月予定しております「パイオニアスクールプログラム沖縄交流事業」の内容についてご説明させていただきますので、別紙資料をご確認願います。

来年1月12日から15日かけての工程となっており、春松小学校と羅臼小学校の6年生が1名ずつ、知床未来中学校の2年生と3年生が1名ずつの計4名が参加いたします。

1月13日に沖縄県西表島の竹富町立上原小学校に訪問し、島内の学校3校と交流を行うこととなっており、参加各校の海洋教育について交流を図ります。

予算については児童生徒の費用負担はなく、例年、東京都で開催されているパイオニアスクールの発表会が中止になったことにより、各校の予算から支出が可能であることからパイオニアスクールプログラム予算で対応いたします。

なお、事業終了後、成果発表の機会を設ける予定としております。

以上です。

#### ○石崎教育長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問はございますか。

(意見・質問等は特になし)

#### ○石崎教育長

その他、事務局より連絡及び報告事項などはありますか。

#### ○学務課長

特にございませぬ。

○石崎教育長

委員のみなさまから全体を通して何かございませんか。

○葛西委員

来年の「20歳のつどい」は出席者の制限や来賓の参加はありますか。

○社会教育係長

成人対象者は46名となっており、対象者の保護者は各家庭2名まで出席できることにしております。

また、来賓については役場管理職を含め、既にご案内させて頂いております。

○石崎教育長

来年の「20歳のつどい」は1月7日となっております。

すでにご案内させて頂いておりますので、教育委員のみなさまのご出席を頂けますようお願い申し上げます。

他に何かございますか。

(意見・質問等は特になし)

○石崎教育長

これで予定されていた議事は終了となります。

本日は大変お疲れ様でした。